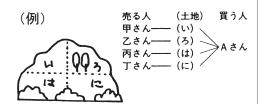
◇一団の土地取引についても 届出が必要です。



(い+ろ+は+に) ≥ 一定面積

届出の必要な取引

- ●売買
- ●交換
- 営業譲渡
- ●譲渡担保
- ●代物弁済
- サイオティア
- ▶地上権、賃借権の設定、譲渡
- ▶予約完結権、買戻権などの譲渡

(1)都市計画区域

5,000㎡以上 (5反歩)

※

定面積とは

届出の必要な土地

取

引

届

出は契約後の

届出が必要です

2週間以内にし

よう

定面

|積(※)以上の土

地

取引

には



(2) 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上 (1町歩)



もされるもので、適正な地価

査・分析をするときの基準と があった土地の取引価格の審 るほか、知事が国土利用計画 を買収する場合の基準とされ

・地方公共団体等が公共用地

法に基づいて土地売買の届出

の形成に大きな役割を果たし

◎一定面積以上の土地につい

売買等の取引をする場

合は届出が必要です

m̈́

ています。

■土地取引届出及び地価調査 への問い合わせは 総務課企画調整係 (285-6123)

1. 対前年度変動率(%)

		住宅地	商業地	準工業地	工業地	調整区域内宅地
	山形県平均	△4. 0	△4. 9	△4.3	△4. 6	△3. 7
	白鷹町平均	△5. 3	△6. 2	_	△5. 1	_

2. 白鷹町基準地価格

基準地の所在	今年価格 (円/㎡)	前年価格 (円/㎡)	変動率 (%)		
大字十王字本宿2934番1(本宿7町内)	7, 920	8, 320	△4.8		
大字鮎貝字八幡一1104番4 外3筆(新野医院付近)	7, 920	8, 400	△5. 7		
大字鮎貝字内町二3284番4 外1筆(内町通り中央)	12, 200	13, 000	△6.2		
大字鮎貝字神明六2886番2 外3筆(ニチロサンパック付近)	8, 600	9, 060	△5.1		

皆さんの身近なところにあ なお、 地価調査価格は、

平成22年度

したが、 次のとおりです。 度地価調査結果が公表されま 本町に関するものは

9月2日に県から平成2年 価調査結果について

地価調査価格を調べましょう ◎土地売買のときには、 売買の対象となる土地の条 まず

の適正な価格がわかりますの で、土地売買のときには、 ず地価調査価格をお調べくだ 地価調査の基準地 を基準地の 道路の条件、 おおよそ 上下水道 は ₹ 週間以内に届出が必要ですの う場合は、契約を結んだ後2 m以上の土地の売買などを行 域以外の区域については1万 域は5000㎡、都市計画 市街化区域以外の都市計画区 市街化区域は2000 買い主が必ず役場 に届け出てください。

条件と比較すれば、 の整備状況など) 最寄駅からの距離、

(土地の形状、

◎地価調査とは

ので、 準となる土地(これを基準地 適正な土地価格を公表するも 村を対象として、 といいます。)を選んで、 地価調査とは、 土地を売買する際の目 各地域で基 県内全市町

地価調査結果は、

役場では

簡

安にしていただくものです。

また、地価調査価格は、

その内容を公開しています。 覧できるようになっています。 び県庁で、だれでも簡単に閲 価調査の関係書面は、役場及 状況などを詳しく記載した地 準地が接する道路の種類・ 単に閲覧できます また、県のホームページで 地価調査の基準地 基準地の周辺の土地利用 価格、 幅

必要があります。 その後の地価動向も考慮する 月1日現在の価格ですので、